

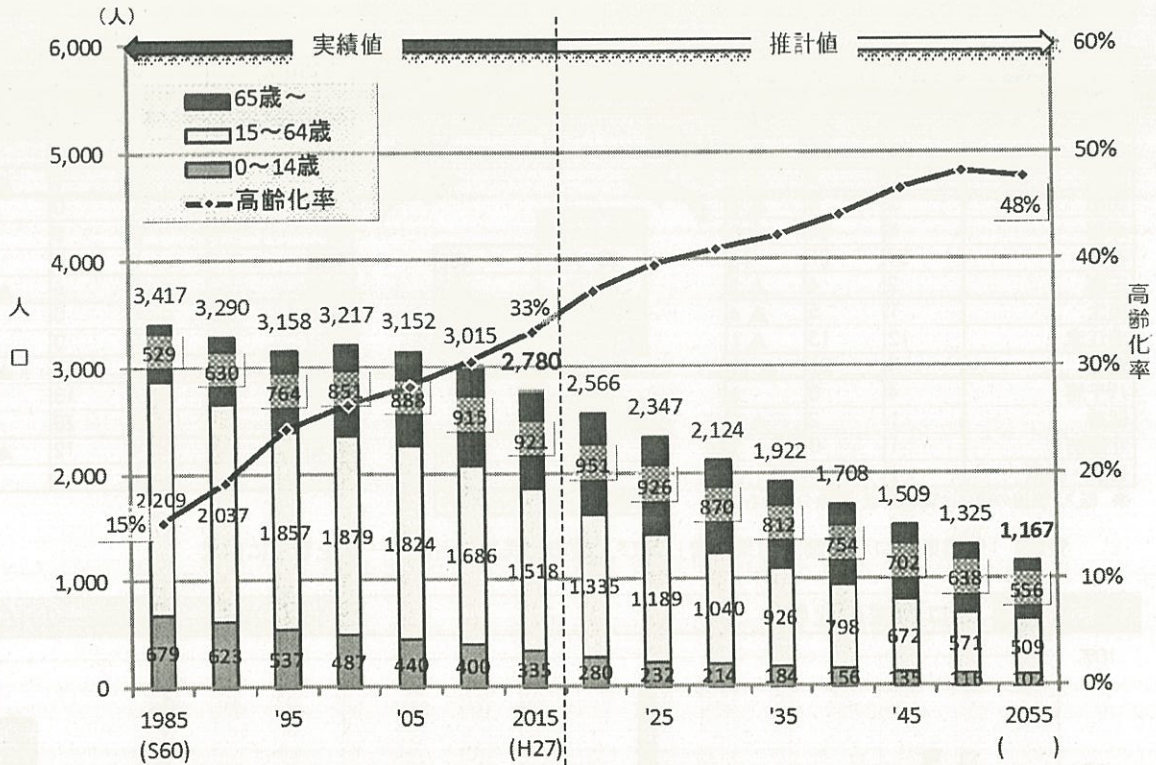
3 将来人口推計

● 区の将来人口はこのままのペースでいくとどうなるか？ 少し頑張るとどうか？

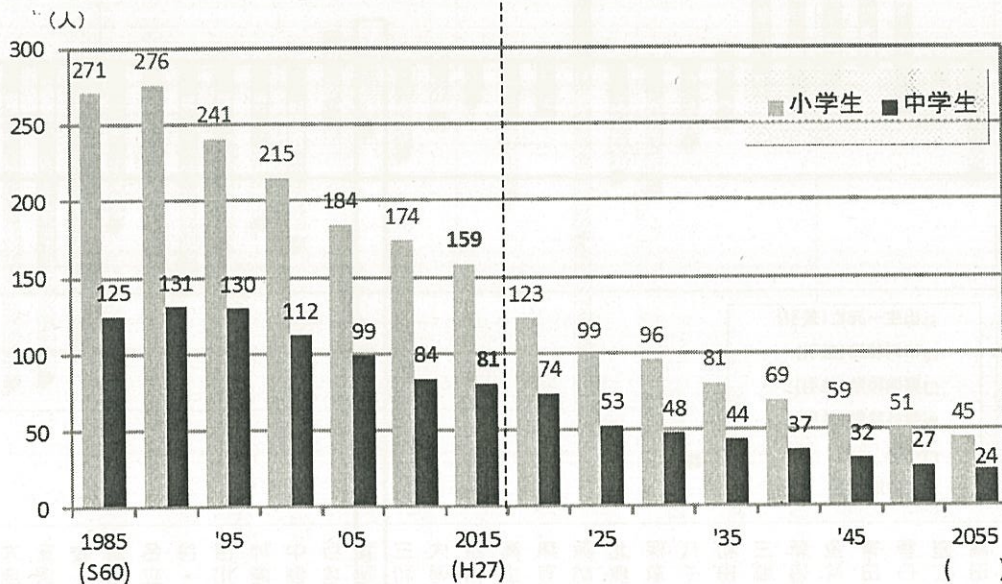
図9 シナリオ1 最近の傾向(※)が続いた場合の人口推移 清里区 ~2055

※ 年齢別人口増減(図6)の2005~15年における割合が今後も続くものとして推計

● 年齢3区分別 (1985実績 - 2055推計)



● 小・中学生人口 ※ (1985実績 - 2055推計)



備考) ※は5歳階級別人口を基にした概算値であり、実際の小・中学生の数とは若干のずれがある。
資料) 総務省「国勢調査」及びコーホート変化率法による推計値をもとに作成

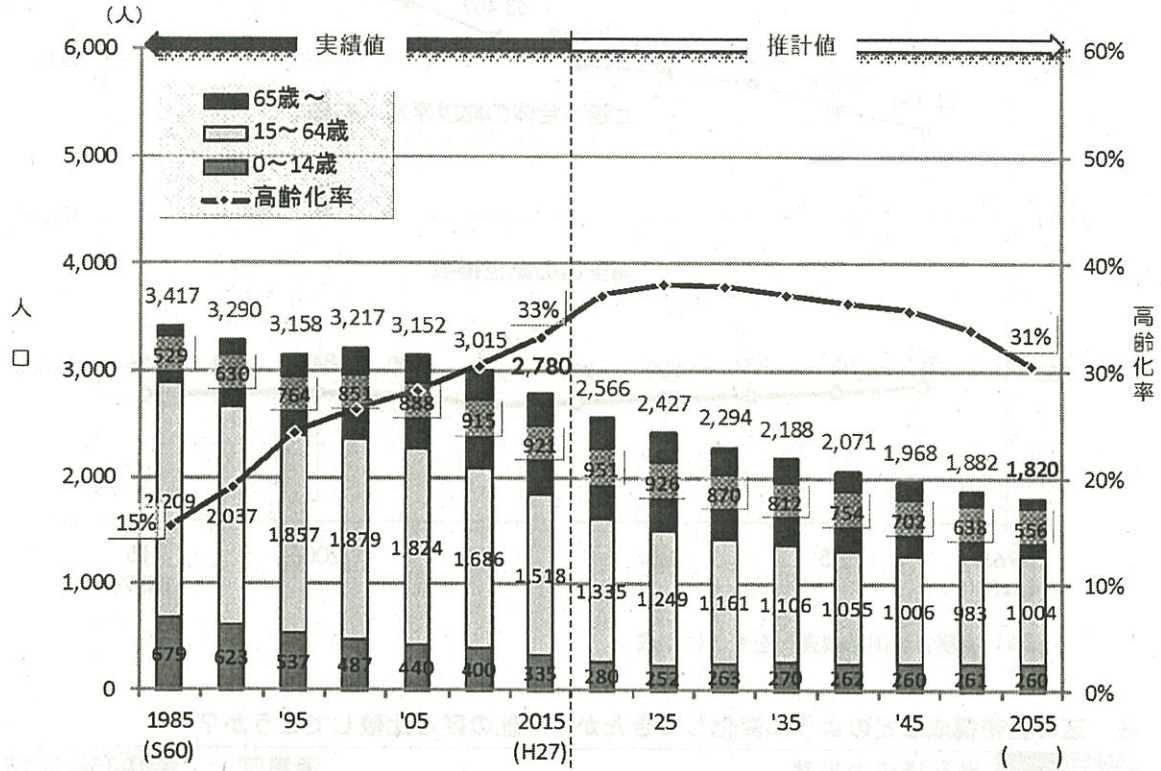
図10 シナリオ2 持続可能な定住促進(※)が実現した場合の人口推移 清里区 ~2055

※ 子どもの数の減少傾向が止まり、将来的には総人口や世代間の人口バランスが安定する状態を目標に設定。2020年以降、その達成に向けて以下の動きが実現した場合を想定して推計。

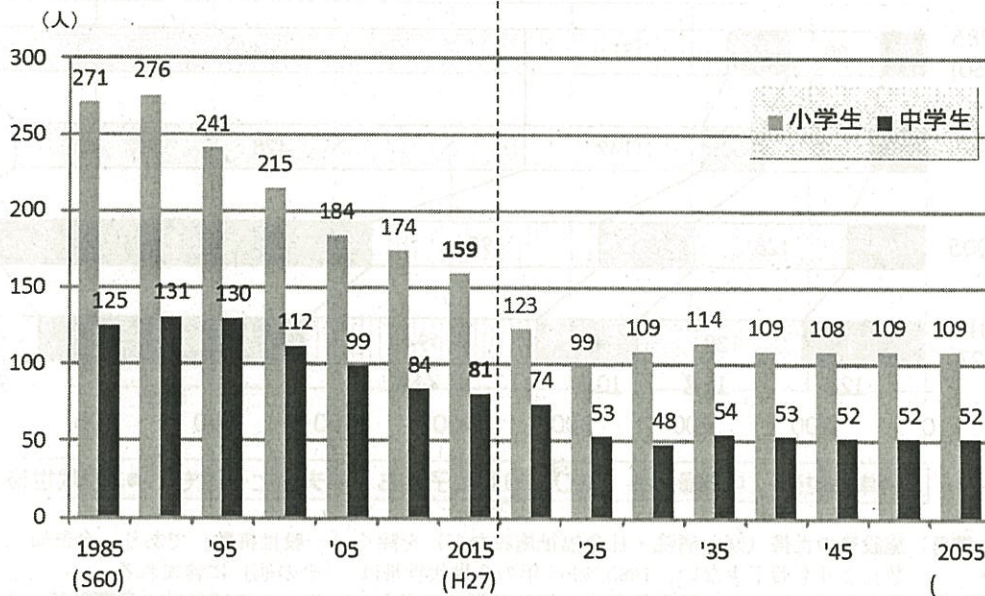
シナリオ1に比べて・・・

- 毎年さらに3組の〔30代前半夫婦と4歳以下の子ども〕が転入 =9(人)
- 毎年さらに3組の〔20代前半夫婦〕が転入 =6(人)

● 年齢3区分別 (1985実績 - 2055推計)



● 小・中学生人口 ※ (1985実績 - 2055推計)



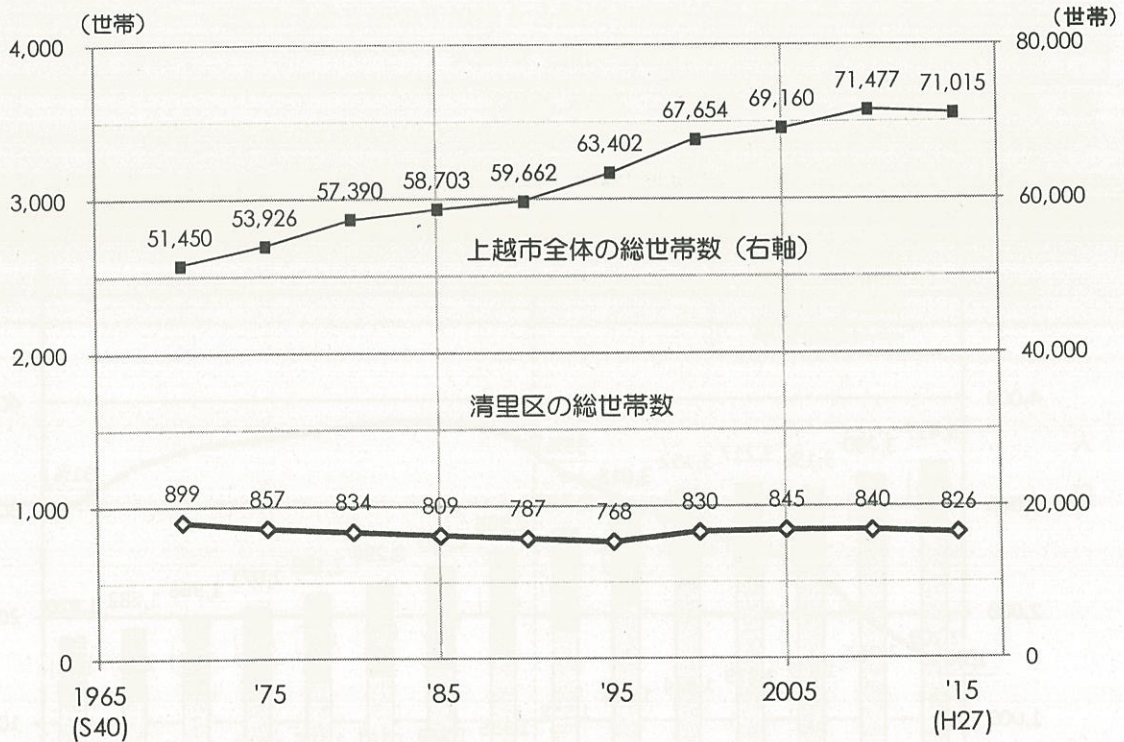
備考) ※は5歳階級別人口を基にした概算値であり、実際の小・中学生の数とは若干のずれがある。
資料) 総務省「国勢調査」及びコーホート変化率法による推計値をもとに作成

4 世帯数

● 区の世帯数はどのように変化してきたか？ 上越市全体と比較してどうか？

図 11 総世帯数の推移

清里区・上越市 1970～2015

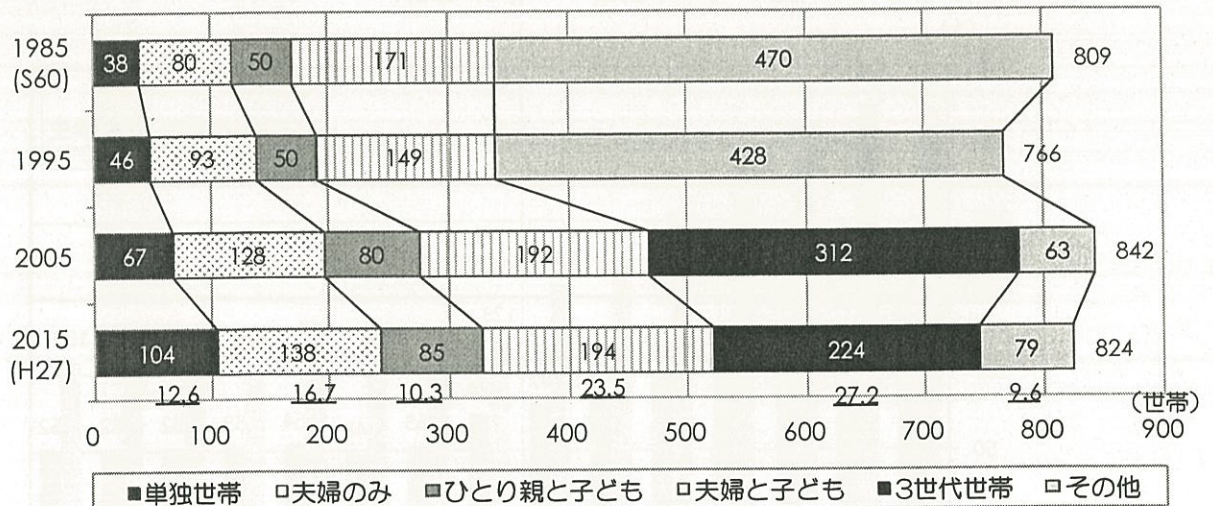


資料) 総務省「国勢調査」をもとに作成

● 区の世帯構成はどのように変化してきたか？ 他の区と比較してどうか？

図 12 世帯構成の推移

清里区 1985～2015



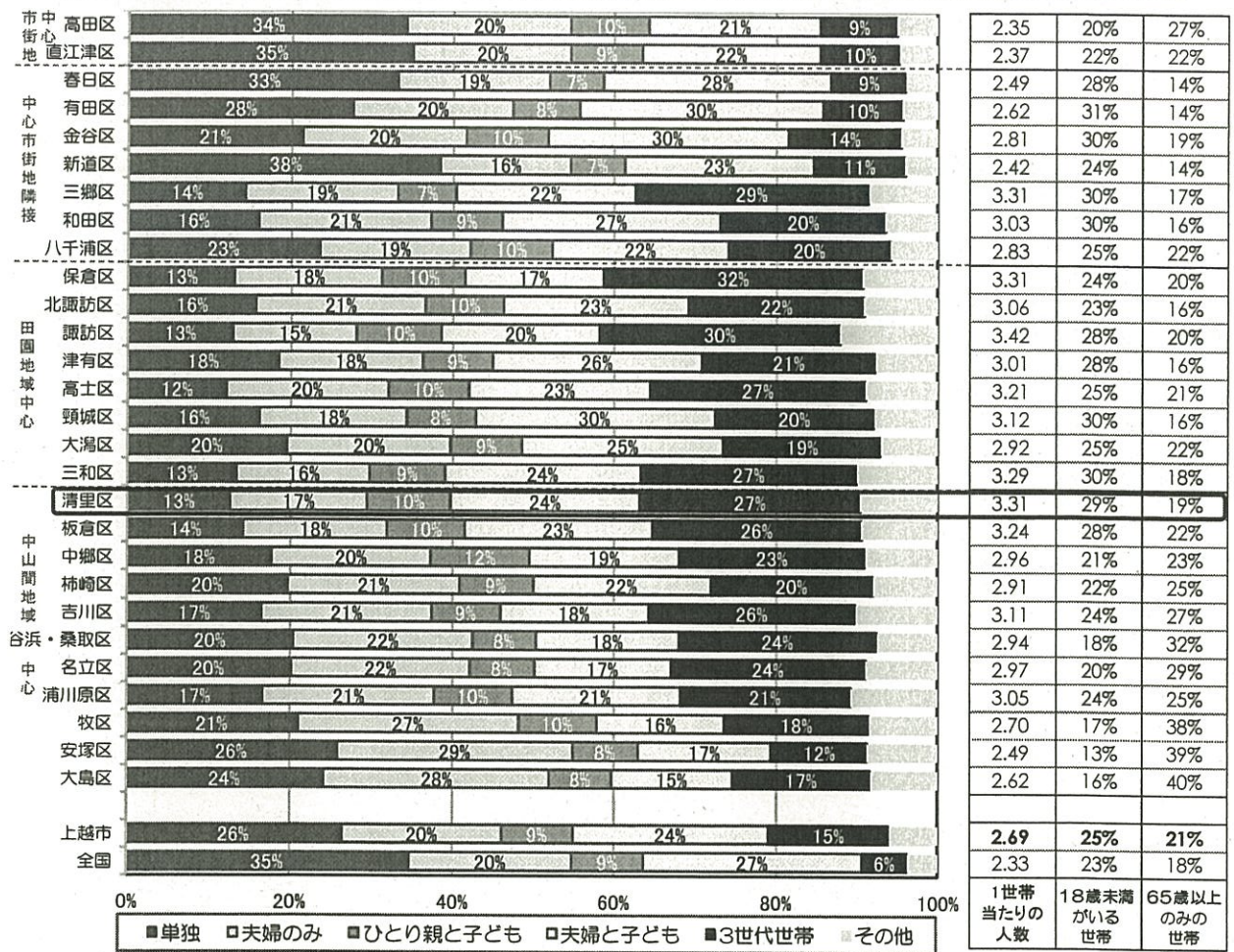
備考) 施設等の世帯(寮・病院・社会福祉施設など)を除く「一般世帯数」であり、合計値は「総世帯数」よりも若干少ない。1985, 1995年の3世代世帯は、「その他」に含まれる。
集計方法の制約上、数世帯程度の誤差が生じる場合もある(小地域集計の秘匿計算によるもの)。
2015年の棒グラフ下の数値は、全体に占める割合(%)を示す。

資料) 総務省「国勢調査」をもとに作成

図 13 世帯構成の比較

市内 28 区

2015



備考) 施設等の世帯(寮・病院・社会福祉施設など)を除く「一般世帯数」の内訳を示した。

資料) 総務省「平成 27 年国勢調査」をもとに作成

道路除草に係る実態調査結果(菅原地区:令和元年7月30日、櫛池地区:31日調査)

【市道】

町内会名	実施状況	実施形態	
		実施方法	回数・時期
菅原・岡嶺新田	町内会として実施していない	—	—
岡野町	町内会が実施している	草刈機	草の伸び具合で実施
荒牧	町内会として実施していない	草刈機、除草剤	数回
上深澤	町内会が実施している	草刈機	年3回(4月, 7月, 9月)
上田島	町内会として実施していない	—	—
馬屋	町内会が実施している	草刈機	年1回
塩曾根	町内会として実施していない	—	—
今曾根	町内会として実施していない	—	—
南田中	町内会が実施している	草刈機	年2回
武士	町内会として実施していない	—	—
上稲塚	町内会として実施していない	—	—
平成	町内会として実施していない	—	—
弥生	町内会として実施していない	—	—
みらい	町内会として実施していない	—	—
青柳	町内会が実施している	草刈機、除草剤	除草剤(6月) 草刈機(8月)
梨窪	町内会が実施している	草刈機、除草剤	年2回(5月, 7月)
鶯澤	町内会が実施している	除草剤	年2回
上中條	町内会が実施している	除草剤	年2回(6月, 7月)
鈴倉	町内会が実施している	草刈機	年3回
寺脇	町内会が実施している	除草剤	年1回(春)
東戸野	町内会が実施している	除草剤	年2回(6月, 稲刈り前)
棚田	町内会が実施している	草刈機	年2回(春, 7月)
北野・水草	町内会が実施している	草刈機、除草剤	年1回(8月)
梨平	町内会が実施している	草刈機、除草剤	草刈機(6月, 9月) 除草剤(8月)
赤池	町内会として実施していない	—	—

【林道】 ※除草を実施している町内会のみ表記した

町内会名	実施状況	実施形態	
		実施方法	回数・時期
馬屋	町内会が実施している	草刈機	年1回
鶯澤	町内会が実施している	除草剤	年2回
東戸野	町内会が実施している	除草剤	年2回
梨平	町内会が実施している	草刈機、除草剤	草刈機(6月, 9月) 除草剤(8月)

【要望等】

- ・通学路のため夏休みではなく、6月頃に除草してもらいたい。
- ・清里村時代、集落間の除草は人夫賃が出た。
- ・除草剤と直接支払制度があるため助かっている。市道に面している農道も草刈り人夫賃を出してもらえば助かる。
- ・高齢化が進んでいる。
- ・今までとおりで、特に問題はない。

「地域協議会による再度の見直し」状況

1 地域課題の解決に向けた採択方針の精査について ※割合は小数点以下四捨五入（以下、同じ）

	対応済み・対応予定	「対応済み・対応予定」以外	該当区数等
H31 年度新規対応	該当数 5 ①見直しを実施 (割合) 18%	該当数 1 ②運用の精査で対応 (割合) 4%	6 21%
H31 年度新規対応 以外	該当数 17 ③精査した運用方 針を継続 (割合) 61%	該当数 5 ④区の実態を踏まえ、 必要に応じて検討 (割合) 18%	22 79%
該当区数等	22 (割合) 79%	6 (割合) 21%	28 100%

⇒ 今回の見直しの結果を含め、何らかの対応を図る区数 23 (82%)

※ 区の採択方針に対応済み 22 (79%)、個別案件に応じて運用の精査で対応など 1 (4%)

- ① **見直しを実施【5区】** 直江津、浦川原、大島、板倉、三和
→ 補助金の効果を広く地域に波及するため、採択方針及び募集要項に文言を追加・修正
- ② **運用の精査で対応【1区】** 和田
→ 採択方針は現状維持。審査時に和田区にとって大事な事業を考慮しながら実施
- ③ **精査した運用方針を継続【17区】** 高田、新道、春日ほか14の区
→ 例示された市の考えは、既に反映済み（柿崎、大潟、名立）
→ これまで見直しを継続しており、常に精査した状態（新道、有田など）
- ④ **区の実態を踏まえ、必要に応じて検討【5区】** 金谷、三郷、牧、頸城、清里
→ 自主的審議を優先し、個別の制度設計等は H31 年度中に検討（H32 で反映）（清里）

2 提案団体の自立化に向けた取組について

	対応済み・対応予定	「対応済み・対応予定」以外	該当区数等
H31 年度新規対応	該当数 4 ①見直しを実施 (割合) 14%	該当数 15 ②運用の精査で対応 (割合) 54%	19 68%
H31 年度新規対応 以外	該当数 4 ③対応済みのため 現状維持 (割合) 14%	該当数 5 ④区の実態を踏まえ、 必要に応じて検討 (割合) 18%	9 32%
該当区数等	8 (割合) 29%	20 (割合) 71%	28 100%

⇒ 今回の見直しの結果を含め、何らかの対応を図る区数 23 (82%)

※ 区のルールとして対応 8 (29%)、個別案件に応じて運用の精査で対応など 15 (54%)

- ① **見直しを実施【4区】** 高田、吉川、清里、三和
→ 補助希望額を年数に応じて減額（高田、三和）、補助金交付の上限額を引き下げ（吉川）
→ 審査結果に応じて、補助金交付額を傾斜配分（清里）
- ② **運用の精査で対応【15区】** 新道、春日、諏訪のほか12の区
→ 一律的な基準設定は個別案件で適用し難く、提案内容等に応じて審査で調整（全15区）
- ③ **対応済みのため現状維持【4区】** 大島、柿崎、大潟、板倉
→ 継続事業の回数制限を規定済み（大島、大潟、板倉）、切り下げを規定済み（柿崎）
- ④ **区の実態を踏まえ、必要に応じて検討【5区】** 金谷、三郷、和田、牧、頸城

3 新規案件の掘り起しに向けた取組について

	対応済み・対応予定	「対応済み・対応予定」以外	該当区数等
H31 年度新規対応	該当数 <u>3</u> ①見直しを実施 (割合) 11%	該当数 <u>15</u> ②運用の精査で対応 (割合) 50% ③他の手段により新規 案件の掘り起しを実施 (割合) 4%	<u>18</u> 64%
H31 年度新規対応 以外	該当数 <u>4</u> ④対応済みのため 現状維持 (割合) 14%	該当数 <u>6</u> ⑤区の実態を踏まえ、 必要に応じて検討 (割合) 21%	<u>10</u> 36%
該当区数等	<u>7</u> (割合) 25%	<u>21</u> (割合) 75%	<u>28</u> 100%

⇒ 今回の見直しの結果を含め、何らかの対応を図る区数 22 (79%)

※ 区のルールとして対応 7 (25%)、個別案件に応じて運用の精査で対応など 15 (54%)

- ① **見直しを実施【3区】** 高田、吉川、三和
 - 継続事業については、補助希望額を年数に応じて減額（高田、三和）
 - 補助金交付の回数制限を規定（吉川）
- ② **運用の精査で対応【14区】** 新道、春日、諏訪ほか11の区
 - 一律的な基準設定は個別案件で適用し難く、提案内容等に応じて審査で調整（全14区）
- ③ **他の手段により新規案件の掘り起しの実施【1区】** 直江津
 - 一律的な基準設定は個別案件で適用し難く、地域協議会だより等の周知を継続（直江津）
- ④ **対応済みのため現状維持【4区】** 大島、柿崎、大潟、板倉
 - 継続事業の回数制限を規定済み（大島、大潟、板倉）
 - 継続事業の補助率切り下げを規定済み（柿崎）
- ⑤ **区の実態を踏まえ、今後、必要に応じて検討【6区】** 金谷、三郷、和田、牧、頸城、清里
 - 自主的審議を優先し、個別の制度設計等は H31 年度活動で検討（H32 に反映）（清里）

4 ソフト活動を支援の主な対象と考える基準の明確化について

	対応済み・対応予定	「対応済み・対応予定」以外	該当区数等
H31 年度新規対応	該当数 <u>0</u> (割合) 0%	該当数 <u>20</u> ①運用の精査で対応 (割合) 71%	<u>20</u> 71%
H31 年度新規対応 以外	該当数 <u>2</u> ②対応済みのため 現状維持 (割合) 7%	該当数 <u>6</u> ③区の実態を踏まえ、 必要に応じて検討 (割合) 21%	<u>8</u> 29%
該当区数等	<u>2</u> (割合) 7%	<u>26</u> (割合) 93%	<u>28</u> 100%

⇒ 今回の見直しの結果を含め、何らかの対応を図る区数 22 (79%)

※ 区のルールとして対応 2 (7%)、個別案件に応じて運用の精査で対応など 20 (71%)

- ① **運用の精査で対応【20区】** 金谷、三郷、和田、牧、柿崎、頸城、板倉、清里を除く20区
 - 一律的な基準設定は個別案件で適用し難く、提案内容等に応じて審査で調整（全20区）
- ② **対応済みのため現状維持【2区】** 柿崎、板倉
 - 地域協議会において、基準を設定済み（柿崎、板倉）
- ③ **区の実態を踏まえ、必要に応じて検討【6区】** 金谷、三郷、和田、牧、頸城、清里
 - 自主的審議を優先し、個別の制度設計等は H31 年度活動で検討（H32 に反映）（清里）

5 追加募集実施に当たっての基準について

	対応済み・対応予定	「対応済み・対応予定」以外	該当区数等
H31 年度新規対応	該当数 <u>5</u> ①見直しを実施 (割合) 18%	該当数 <u>17</u> ②運用の精査で対応 14 (割合) 50% ③追加募集を積極的に活用 (現状の規定は見直さない) (割合) 11%	<u>22</u> 79%
H31 年度新規対応 以外	該当数 <u>0</u> (割合) 0%	該当数 <u>6</u> ④区の実態を踏まえ、 必要に応じて検討 (割合) 21%	<u>6</u> 21%
該当区数等	<u>5</u> (割合) 18%	<u>23</u> (割合) 82%	<u>28</u> 100%

⇒ 今回の見直しの結果を含め、何らかの対応を図る区数 22 (79%)

※ 区のルールとして対応 5 (18%)、個別案件に応じて運用の精査で対応など 17 (61%)

- ① **見直しを実施【5区】** 諏訪、津有、柿崎、板倉、三和
→ 追加募集を廃止（津有）、回数制限（二次募集まで）（柿崎、板倉、三和）
→ 「追加募集しない場合あり」と募集要項に明記（諏訪）
- ② **運用の精査で対応【14区】** 高田、新道、春日ほか 11 の区
→ 採択状況に応じて、臨機に対応（全 14 区）
- ③ **追加募集を積極的に活用（現状の規定は見直さない）【3区】** 安塚、中郷、名立
→ 不用額は積極的に追加募集に活用（ただし、二次募集まで）（安塚、中郷）
→ 不用額は積極的に追加募集に活用（名立）
- ④ **区の実態を踏まえ、今後、必要に応じて検討【6区】** 金谷、三郷、和田、牧、頸城、清里
→ 自主的審議を優先し、個別の制度設計等は H31 年度活動で検討（H32 に反映）（清里）

6 提案団体と関わりの強い委員による審査関与について

	対応済み・対応予定	「対応済み・対応予定」以外	該当区数等
H31 年度新規対応	該当数 <u>3</u> ①見直しを実施 (割合) 11%	該当数 <u>12</u> ②運用の精査で対応 12 (割合) 43%	<u>15</u> 54%
H31 年度新規対応 以外	該当数 <u>8</u> ③対応済みのため 現状維持 (割合) 29%	該当数 <u>5</u> ④区の実態を踏まえ、 必要に応じて検討 (割合) 18%	<u>13</u> 46%
該当区数等	<u>11</u> (割合) 39%	<u>17</u> (割合) 61%	<u>28</u> 100%

⇒ 今回の見直しの結果を含め、何らかの対応を図る区数 23 (82%)

※ 区のルールとして対応 11 (39%)、個別案件に応じて運用の精査で対応 12 (43%)

- ① **見直しを実施【3区】** 大島、吉川、板倉
→ 新たに取扱いを明記（大島、吉川）
→ 従前の取扱いのほか、会長が実態に応じて委員に審査自粛を求める（板倉）
- ② **運用の精査で対応【12区】** 高田、春日、三郷ほか 9 の区
→ 個別案件に応じて判断。審査に加わる時は、公明正大な姿勢で臨むことを確認（全 12 区）
- ③ **対応済みのため現状維持【8区】** 新道、諏訪、津有、直江津、安塚、柿崎、三和、名立
→ 「提案団体の代表者等である場合に当該委員の審査自粛」等を規定（全 8 区）
- ④ **区の実態を踏まえ、今後、必要に応じて検討【5区】** 金谷、和田、牧、頸城、清里
→ 自主的審議を優先し、個別の制度設計等は H31 年度活動で検討（H32 に反映）（清里）

7 その他、地域協議会による自主的な見直しについて

(1) 審査・採択

- ① 国県市に類似の補助事業がある場合は、不採択を原則（吉川）
- ② 審査方法を見直し（金谷、柿崎、吉川、三和）
 - ※ 審査点数の取扱いを変更（柿崎、吉川、三和）
 - ※ 全体討議での審査を基本審査等に先行していた点を改め、全事業者に事業説明の機会を付与した後、基本審査等を実施（金谷）
- ③ 補助金交付額の傾斜配分方法を見直し（牧、吉川）

(2) 提案案件へのアフターフォロー

- ① 不採択の通知に係る説明事項（理由）の調製方法を整理（三和）
- ② 実施事業を対象に、「採択年度以降に地域協議会による検証実施」を規定（板倉）

(3) その他

- ① 当初募集の期間を提案団体の提案しやすさに配慮して2週間から3週間に拡大（頸城）
- ② H31は大型連休を考慮し、募集期間を変更（高田、金谷）
 - ※ 採択結果を提案者に通知できるよう期限を前倒し（高田）
 - ※ 提案団体の提案しやすさに配慮して期限を後送り（金谷）

地域課題の解決に向けた「採択方針」の精査により、見直しを実施した区の状況

1 直江津区

- 補助の効果を広く地域に波及するため、採択方針及び募集要綱に文言の追加等を行った。
 - ①「優先的に採択する事業」中、「介護、認知症予防」を追加
 - ②「事業の対象外」中、「提案団体の会員に補助事業の成果が限られる事業」及び「地域の課題解消や活力向上に向けて、自らの活動によらずに貢献を図ろうとする事業」を追加

2 浦川原区

- 採択方針を分かりやすくすることで、地域課題の解決に向け、団体等が課題をより具体的に捉え、将来を見据えた形で事業提案ができるように整理した。
(優先採択事業)

見直し後	見直し前
<ul style="list-style-type: none"> 地域団体等と住民が協働し、または住民が主体となって取り組む、地域を活性化する事業 日常生活に関する課題に対し、住民同士が支えあって解決する事業 少子・高齢化などの地域課題の解決に取り組む事業 住民の福祉、健康の充実に取り組む事業 安全・安心なまちづくりの実現に取り組む事業 青少年の健全育成に取り組む事業 文化、歴史をはじめとする地域資源や観光資源を活用した事業 他の地域との交流・連携により、交流人口の拡大に取り組む事業 	<ul style="list-style-type: none"> 行政と住民、NPOなどの団体と住民が協働により取り組む、または住民が主体となって取り組む地域づくりなどで、より協働性が高く地域の活性化に資する事業 過疎化、高齢化などの地域課題に対して先駆的に取り組む事業で、住民全体の福祉の向上に資する事業 安全安心なまちづくりと次代を担う青少年の健全育成に資する事業 区内の各種施設を有効活用しながら事業展開することにより、施設の利用促進に資する事業 地域資源を活かした他地域との交流及び特産品の開発などにより、地域の元気づくりに資する事業

3 大島区

- 社会及び地域の変化に採択方針を対応させ、優先採択事業を明確化することで、地域や活動団体が将来を見据えた事業提案が可能となるよう、市の案も考慮しながら見直した。
(優先採択事業)

見直し後	見直し前
<ul style="list-style-type: none"> 団体等が主体的に取り組む事業で、協働性が高くより地域の活性化に資する事業 地域資源を活用した特産品の開発や他地域との交流などに資する事業 地域振興及び地域づくりを担う人材の育成・確保等に資する事業 日常生活に関する課題に関し、住民間で支え合う体制づくりや解決に資する事業 	<ul style="list-style-type: none"> 団体等が主体的に取り組む地域づくりのための事業で、協働性が高くより地域の活性化に資する事業 地域資源を活用した特産品の開発や他地域との交流などにより、地域の活性化に資する事業 子育て支援、高齢者生活支援などの少子高齢化対策に資する事業

4 板倉区

- 地域の課題解決や活力向上に向け、「住民の自発的な地域活動を推進する」という地域活動支援事業の目的を分かりやすく示すこととし、《優先して採択すべき事業》に「⑤地域課題を解消する事業」を追加した。

5 三和区

- 人口減少や少子高齢化が深刻化する中、町内会、消防団、地域でのボランティア活動等、色々な場面で住民間の支えあいや地域課題に取り組む人材が更に求められるため、優先して採択する事業5項目に「地域自治を担う人材を養成・確保する事業」を追加（計6項目）した。

地域活動支援事業の目的・効果に照らした「地域協議会による再度の見直し」検討項目

No	テーマ	課題意識の要旨	自治・地域振興課の例示、見解	清里区地域協議会・事務局としての検証・検討	具体的な理由・背景等
1	「事務局の役割」(1-(1))	<ul style="list-style-type: none"> ・色々な団体が気軽に応募できるよう、事務局による提案書等の作成指導の強化が必要。 ・事務局の受付時における提案団体への指導権限の強化・明確化が必要。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 現行通り ○ 提案団体の分かりやすさ、所要事務の簡素化の観点から、募集要項やQ&Aの記載事項及び提案書の様式の見直しについて、適宜実施(市) 	<ul style="list-style-type: none"> 【事務局・地域協議会】 ・提案事業の内容、提案書の作成等について、提案者の相談に応じた助言を行っており、特に問題はない。 ・提案書の様式の簡素化が必要である。(任意検証項目で提案) 	<ul style="list-style-type: none"> 【地域協議会】 ・提案書の内容に同じような項目が見受けられることから、事業の目的、事業内容、予算程度でよいのではないかと。 【事務局・地域協議会】 ・事前相談開催についての広報を2月から行っており、3月1日から31日までの間を事前相談に充てていることから、初めての提案団体においても問題はない。
2	「市類似補助事業との関係」(1-(3))	<ul style="list-style-type: none"> ・市の類似事業に該当する提案の採択の可否が各区によって異なることに不公平感がある。類似事業に該当する提案は対象外にするよう全市的に統一した方がよい。 ・既存の補助制度を活用してもらうのが本来の形である。本事業の活用を優先することで、既存の市類似事業の活用が進まなくなる懸念もある。 	<ul style="list-style-type: none"> 【市の補助制度を優先】 ○ 各区で取扱いを検討するが、市では地域協議会等に市類似補助事業に係る資料を提供 【市が行う事業の認識】 ○ 「市が行う事業」の取扱いの共通化 ・学校関係 <ul style="list-style-type: none"> 授業で主に使用する⇒対象外(市事業) 部活動としてしようする⇒地域協議会で検討・決定 	<ul style="list-style-type: none"> 【事務局・地域協議会】 ①市の類似補助事業であっても、所管課の所見を得たうえで受け付けており、採択の判断は各地域協議会に委ねていることから、問題はない。 ②基本的には、市の補助対象事業となる事業については、地域活動支援事業の対象外とする。但し、市の当該補助対象事業において、補助対象外となる「上乘せ」「横出し」となる経費については対象とする。 	<ul style="list-style-type: none"> 【事務局・地域協議会】 ①について ・防犯灯のLED化について、清里区においては平成23年度から採択している。(補助対象額:1基当たり3,000円の工事費は、町内会が負担する。) ・町内会では自己負担額を少なくするため、地域活動支援事業で整備しており、採択を始めた平成23年度においては、類似補助事業が無かった。 ②について ・採択方針は各区で定めるものであっても、一定の基準が必要であり、不公平感を解消することが必要である。
3	「採択方針の精査」(2-(1))	<ul style="list-style-type: none"> ・採択方針の項目はおよそ全ての内容を網羅しており、地域課題に焦点を合わせていない。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 採択方針に、地域で明らかに課題となっている事項(共通採択事項)を分かりやすく表現(追加) ・「地域自治を担う人材を養成・確保する事業」、「日常生活に関する課題に関し、住民間で支え合って解決する事業」 ・事業の性質等に応じて異なる補助率を設定 ○ 補助金の効果を広く地域に波及するため、「事業主体の構成員に補助事業の成果が限られる事業」を原則として補助対象外に整理 ○ 補助金の効果を直接地域に波及するため、「地域の課題解消や活力向上に向けて、自らの活動によらずに貢献を図ろうとする事業」を補助対象外に整理 	<ul style="list-style-type: none"> 【事務局・地域協議会】 ・地域活動支援事業の目的として「地域の課題解決や活力向上に向け、自発的・主体的な活動の推進」があり、課題解決だけにこだわらず幅広い活動が採択できる採択方針となっているので、問題ない。 	<ul style="list-style-type: none"> 【事務局・地域協議会】 ・地域協議会が掲げる地域課題の解決に特化した採択方針とした場合は、提案事業における課題解決への効果についての審査(評価)が必要となり、委員にとって審査がより難しくなる。
4	「ハード整備事業関係」(3-(1)-②)	<ul style="list-style-type: none"> ・ソフト事業を取って付けたようなハード整備事業が見受けられる。 ・LEDや防災機器導入などのハード整備、ユニフォーム、楽器などの備品購入について補助対象としている区としていない区があるのは問題ではないか。 ・人件費や食費だけでなく、ハード整備に係る最低限の制限を全市的に設定すべきである。 ・防犯灯のLED化は本来市で対応すべき。防犯灯のLED化に係る本事業の方針を示してほしい。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 各区で基準を明確にするとともに、基準の案として特定科目に係る事業費上限割合を導入 ・特定科目(修繕費、工事請負費及び備品購入費)の計が、補助対象経費の1/2以内とするもの 	<ul style="list-style-type: none"> 【事務局・地域協議会】 ・本事業は、提案団体の活動を支援するものであり、活動を行う上で必要となるハード事業も対象としている現在の取扱いに問題はない。 ・本来市で行うべき事業と見込まれる提案事業等については、所管課の所見を求めた上で受け付けており問題はないが、各区において各案件「(防犯灯LED化、ユニホーム等)ごとに採択条件が違うことは、市民に不平等感を生じさせてしまうことから、対象事業の具体的基準を設定すべきである。 	<p>—</p>
5	「人件費・経常的経費の取扱い」(3-(2)-①)	<ul style="list-style-type: none"> ・パソコンを使いこなせる一部の住民に事務的負担が偏るため、少額の人件費を補助対象経費としてはどうか。 ・印刷機の購入における保守費用を補助対象外経費としているが、団体の理解を得ることに苦慮している。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 現行通り 	<ul style="list-style-type: none"> 【事務局・地域協議会】 ・事業実施に伴う実施団体の人件費、経常経費については、そもそも実施団体において負担すべき経費と思われることから、現状のままでよい。 	<p>—</p>
6	「備品購入の取扱い」(3-(2)-②)	<ul style="list-style-type: none"> ・備品(ユニフォーム、はっぴ等)の取扱いに各区で差異が大きく、「できるだけリースでの対応」程度の共通基準であるため、一步踏み込んだ基準を策定した方がよいのではないかと。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 各区で基準を明確にするとともに、基準の案として特定科目に係る事業費上限割合を導入 ・特定科目(修繕費、工事請負費及び備品購入費)の計が、補助対象経費の1/2以内とするもの 	<ul style="list-style-type: none"> 【事務局・地域協議会】 ・備品等については、本来レンタルを優先するものではあるが、事業内容によってはレンタル等で費用を削減できない場合がある。その場合は、理由や後年度の利活用、管理方法を明記した任意の書類を申請時に添付することとしており、それについても地域協議会で審査しているので、問題はない。 	<p>—</p>
7	「募集等に係る共通設定」(4-(1)-②)	<ul style="list-style-type: none"> ・募集開始日・期限日が各区で異なることから、提案団体からは他区と比較した改善要求があるため、募集期間の最低日数などの決まりごとがあればよいと思う。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 現行通り 	<ul style="list-style-type: none"> 【事務局・地域協議会】 ・地域の状況(農繁期等)を考慮して、各地域協議会で決定することに問題はない。 	<ul style="list-style-type: none"> 【事務局・地域協議会】 ・相応の相談、周知期間を設けているとともに、本事業については、市民に浸透しているため。
8	「(周知・募集の)方法」(4-(2))	<ul style="list-style-type: none"> ・地域活動支援事業でどのようなことが実施できるか等、まだ理解されていない。 ・地域協議会委員と町内会長くらいにしか浸透していない。住民の理解度を高めることが課題。 ・新規団体・事業の提案を促すため、事例集などを広く公表してPRすべき。 ・本事業を活用した人材育成(ソフト事業)の提案が行われていないため、市から過去の提案事例や具体的な活用案を示してほしい。 ・提案書等の書類作成に難色を示し、提案自体を行ってもらえない。 ・既存事業の継続でさえ難しいことから、新規団体や事業の提案がなかなか出せない状況にある。 ・制度趣旨に沿って厳密に受付時の審査を行った場合、地域住民には提案書の作成が負担となり、結果として提案が出てなくなってしまう。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 現行通り 	<ul style="list-style-type: none"> 【事務局・地域協議会】 ・現在の周知、募集方法について、問題はない。 	<ul style="list-style-type: none"> 【事務局・地域協議会】 ・相応の相談、周知期間を設けているとともに、本事業について市民に浸透している。 ・提案事業の減少傾向については、市民の地域に対する思い入れが希薄となってきているとともに、リーダー的人材が不足してきているため。
9	「追加募集」(4-(3))	<ul style="list-style-type: none"> ・複数回にわたる追加募集は地域協議会の負担が大きく、提案団体側も事業実施期間が短くなってしまうことが懸念される。事業周知の徹底を前提に、追加募集を全区統一して1回に限定すべきである。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 追加募集を廃止 	<ul style="list-style-type: none"> 【事務局】 ・本事業は、平成22年から継続されてきており、周知・相談期間も設けていることから、既に住民に認知されており、区への配分額が満たない場合でも、追加募集は行わないこととする。 【地域協議会】 ・追加募集は必要である。 【事務局・地域協議会】 ・追加募集は1回とする。 	<ul style="list-style-type: none"> 【事務局】 ・区に定額配分される補助金であることから、地域協議会、主管課としても使い切ることを前提に追加募集を実施しているとの感覚が否めない。 ・追加募集を実施しないことにより、積極的な応募が期待できるとともに、審査等に係る事務負担の軽減が図られる。 【地域協議会】 ・追加募集を行わず区への配分額を残す場合は、もったいない。 ・平成29年度には3次募集まで行い、区への配分額を使い切ったが、審査が曖昧になった感否めない。

地域活動支援事業の目的・効果に照らした「地域協議会による再度の見直し」検討項目

No	テーマ	課題意識の要旨	自治・地域振興課の例示、見解	清里区地域協議会・事務局としての検証・検討	具体的な理由・背景等
10	「審査態勢の共通化」(5-(1)-①)	・審査方法について、提案団体には他区との取扱いの違いに対する不公平感があるため、標準的な考え方は統一すべき。 ・基本審査、採択方針審査は、審査基準が具体的にないため委員の判断にばらつきがあり、マニュアルでは「区の状況に応じ、実施しなくても可」となっているが、基本審査を明確に表現するべきである。	○ 現行通り	【事務局】 ・統一した審査態勢とする場合、補助金額の地域協議会では、各区の採択方針に基づく提案事業の推薦までの審査とし、採択については、市全体での第3者機関による審査会を設置する。 【事務局・地域協議会】 ・審査を地域協議会で行うことにより、委員及び各地域協議会毎で差異が生じることは致し方ない。	—
11	「地域協議会内での認識共有」(5-(1)-②)	・採点項目に対する判断基準等について各委員に浸透していない。 ・Q&Aを各委員に配付しているが、事務局では詳細に一つ一つ説明することまではしていないこともあり、委員によっては採点基準が曖昧になり、個人的な見解が強く反映されるように感じる。	○ 現行通り	【事務局・地域協議会】 ・審査を地域協議会で行うことにより、委員の判断で差異が生じることは致し方ない。	【事務局・地域協議会】 ・審査基準、採点方法については事務局で説明しており、採点については委員の判断に依るところであり、個人的な見解が反映されるのは致し方ない。
12	「提案団体・地域と委員の関係性」(5-(1)-③)	・委員の中に提案団体の関係者がいる場合、審査は公正な立場で協議する必要があるため、発言や協議への参加に対して客観的なルールがあるべき。 ・委員の関心が配分額を使いきることにあり、補助希望額が配分額に達していない場合は事務局から協議が必要な点等を伝えても、どうしても審査が甘くなってしまふ。 ・地域協議会委員も住民であるため、特に出身地域の提案に対して厳しく審査に臨むことができないように見受けられる。	○ 各区で検討するが、提案団体と案件を審査する委員の関係性を整理	【事務局・地域協議会】 ・提案団体の会長、副会長及び、提案事業に直接的に関わると判断する委員の自主申告により、地域協議会の了解を得て審査に加わらないこととしており、問題はない。	【事務局・地域協議会】 ・地域協議会委員は、町内会をはじめとして各種団体、組織の委員を兼ねており、関係者とする判断を一律的に行うことは、人口が少ない区にとっては不可能である。 【参考】 ・NPO法人まちづくり振興会については、全委員が会員となっているため、全員が関係者である。
13	「提案団体の自立化に向けた取組」(5-(2)-①)	・同一団体の同一事業に係る提案・採択が毎行われているため、自主財源の確保や補助率の階段的見直し、終期の設定などにより、団体の自立を促すような全市一律の取組が必要。 ・毎年の補助により、自分たちだけで事業を行う体力・技術を失っていることや、本来的な活動(地道な活動)からイベント中心への事業展開の背伸び、過大な支出となっていることが懸念される。	○ 提案団体の自立や提案団体による事業量の自律的な適正化に向けて、事業費に対する補助率を見直し ○ 提案団体が新たな事業を創出する誘因となるよう、同じ事業を連続して提案・採択する場合の補助率の見直し	【事務局・地域協議会】 ・同一団体による同一事業が継続されているが、地域協議会が地域にとって必要と判断することにより、問題はない。	【事務局・地域協議会】 ・同一団体が複数年に渡り継続する事業についても、区において必要と判断提案事業の継続に条件(継続期間、補助率の減等)を加える場合は、地域協議会が提案された事業を同一の事業と見なす判断をしなければならないことから、事業内容の一部変更等による提案等の取扱いについて懸念される。 【参考】清里区で継続して事業を実施する団体(見込み) ・天文指導協力員会(清里スターフェスティバル・H22～H30) ・きよさと観光交流協会(坊ヶ池観光施設の利用促進ほか・H23～H30) ・荒牧狼煙を上げる会(白看板城址整備・H23～H29) ・NPO法人清里まちづくり振興会(ニュースポーツの普及、高齢者の交流ほか・H25～H30) ・清里中学校後援会(楽器整備・H28～H29) ・清里小学校後援会(楽器整備・H29)
14	「採択に係る考え方の共通化」(5-(2)-②)	・採点結果の上位事業から採択を決定するよう共通審査基準を見直しする。 ・補助金交付額の調整方法について、基礎的な考え方だけでも客観的な統一基準を設けるべきである。	○ 現行通り	【事務局・地域協議会】 ・採点票の採点結果に基づき、最初に採択すべき事業の可否を決定し、その後提案事業ごとに補助金額を決定していることから、問題はない。	—
15	「複数区提案」(5-(3))	・複数区(〇〇中学校区)に渡る事業提案があり、提案書には「希望額から補助額が減額となった場合でも事業実施を行う」という文言の記載があるが、どこかの区が減額もしくは不採択とした場合に、減額した区の子どもにも不利益を被ることがあるのではないかと懸念がある。	○ 現行通り	【事務局・地域協議会】 ・今まで複数区に渡る事業の提案がなく、提案された場合は事業内容により検討することとなるが、事業の目的における「身近な地域」の捉え方として、複数区に渡る事業については、認めるべきでない。	—
16	「採択事業の内容変更」(5-(4))	・採択の結果、希望額よりも少額の補助額決定となった場合、提案団体は提案を見直して補助の本申請をすることができるが、審査時と異なる内容で提案事業を実施することには違和感がある。また、このルールを悪用する懸念もあるため、提案内容を変更する場合は変更後の内容の妥当性を、地域協議会と市が確認することを統一のルールとして定める必要がある。	○ 現行通り	【事務局・地域協議会】 ・審査において提案事業の不採択、補助金額の減額がある旨、事前に提案者に周知していることから、審査の結果、希望額よりも少額の補助額となった場合については、内容の変更を認めない。	【事務局・地域協議会】 ・提案事業については、事業の目的を果たすための必要最小限の事業費での申請を前提としており、補助金ありきでの提案ではない。 ・事業内容にもよるが、事業費(補助金希望額)を減額して実施することについては、当初の提案が過大と見なされるのではないかと。 【参考】 ・平成30年度において、補助金額の減額が1件あったが、提案団体は減額分を自己負担額として事業を実施することとした。
17	「個別案件の事後評価」(6-(1))	・本人評価による報告のみであるため、事後のプレゼンを義務化すること等により、他者(地域協議会委員)による達成度の評価(実績評価)が必要ではないか。 ・施設整備を目的としたハード事業は、利用者数など整備後の活用状況等で定量的な事後評価を行うべき。 ・事業実施から数年経過した案件を対象に、備品などの活用状況や不適切な事業があった場合の対処方法などを検討する必要がある。	○ 現行通り 【備品について】 ○ 補助金充当備品の管理・活用状況の把握について検討(市)	【事務局・地域協議会】 ・平成29年度から実施団体による実績報告会を開催し、実施団体との意見交換及び事業効果の確認を行っており、次年度の採択方針、審査等の参考としていることから、実績評価は取り組まない。	【事務局・地域協議会】 ・具体的に評価するとすると、点数又はランク付け作業が必要となり、その結果に応じた対応など、地域協議会委員業務が過多となる。 ・実績評価を行う場合は、評価方法、評価結果に基づく実施団体に対して具体的な対応について、一定の基準を設けるべきである。
18	「本事業に係る環境整備」(7-(1))	・内容等が固定化しており、市で新たな提案団体・提案事業の掘り起こしや、新たな団体結成の後押しを行うべき。 ・提案団体や事業に偏りがあるため、もっと広く提案してもらえるような方が必要。福祉・教育・環境・地域おこし・観光等のまちづくり活動への勉強会を開催し、住民の意識の向上を図ったらどうか。 ・市で提案書の作成を代行する団体(まちづくり振興会等)を育成したらどうか。	○ 提案団体の分かりやすさ、所要事務の簡素化の観点から、募集要項やQ&Aの記載事項及び提案書の様式の見直しについて、適宜実施(市)	【事務局・地域協議会】 ・あくまでも提案団体の自主性を尊重すべきであり、地域協議会委員、事務局、総合事務所職員が得た情報に基づき、それぞれが各団体へ提案の声かけを行うことで足りると考える。	【事務局・地域協議会】 ・各団体への提案の声かけについては、既に地域協議会委員、事務局で相応の対応を行っているが、より一層積極的に取り組むことが必要である。 ・提案書の作成については、既に事務局で相応の対応を行っている。